障害者活躍推進計画

機関名	市長部局
任命権者	千歳市長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間) ※令和5年5月1日から一部改定
市長部局における障害者雇用に関する課題	市長部局においては、特例認定を受けており認定地方機関である3機関(市長部局、水道局、教育委員会)の合算で法定雇用率を下回ることなく推移しており、採用・定着状況ともに順調である。 しかしながら、今後も法定雇用率以上の雇用率を達成するためには、継続的な採用が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)市長部局、水道局、教育委員会で合算して当該年6月1日時点の 法定雇用率以上 (参考)令和4年6月1日時点の雇用率:3.21%(市長部局、水道局、教育委員会の合算値) (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 ※毎年、人事記録などをもとに、障がい者である職員の定着状況を把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進す る体制整備	〇障害者雇用推進者として総務部職員課長を選任する。(選任済) 〇障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)全員について、北海道 労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	〇身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担な 〈遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員から相談があった場合は、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時差出勤などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労 施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。